

③ 需要に応じた生産

（別紙1）

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
 - 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
 - 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払※
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円
- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
 - 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- （1）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表（P.37）のとおり。
- （2）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
 - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。